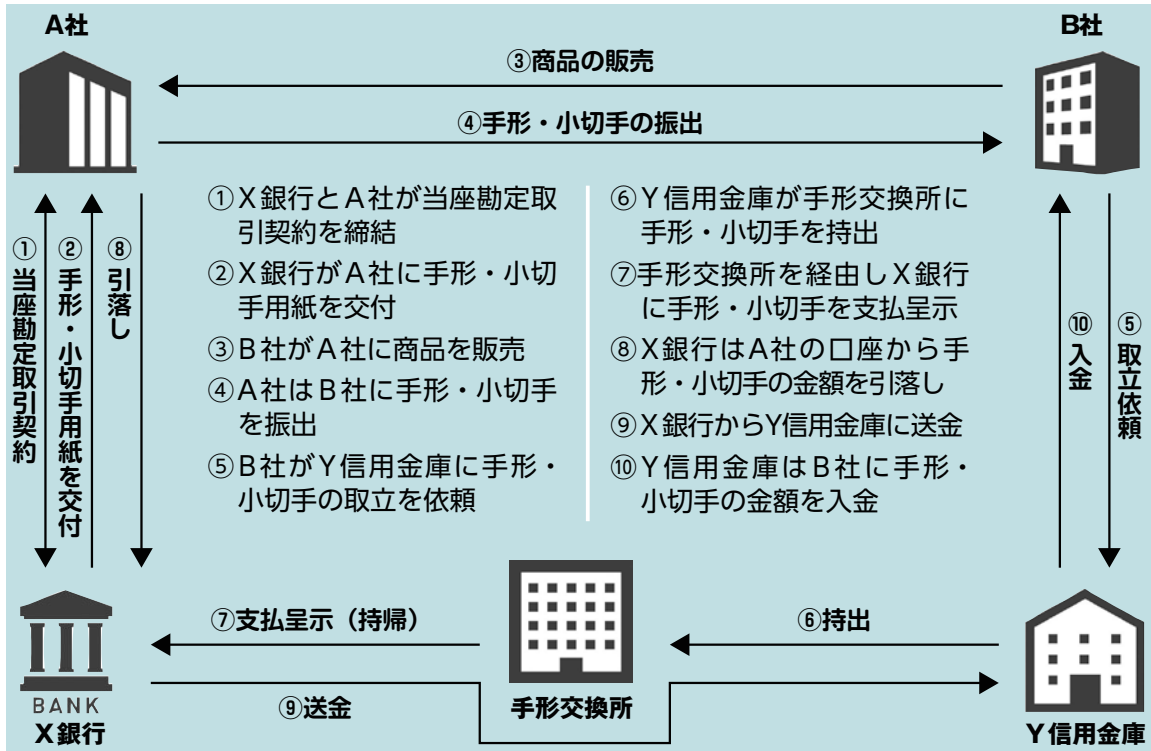


図表1 手形交換所を介した手形・小切手の振出～決済イメージ



2

法律・規程等に基づく 手形・小切手取扱いの基本を 押さえよう

高星敏朗

POINT
振出人との
当座勘定取引契約と
手形／小切手用紙交付

手形・小切手用紙に要件を記載して相手に渡す行為を**振出**といひ、手形・小切手を振り出す人を**振出人**といいます。

取引先が「手形・小切手を振り出した」と考えたらず、まずは金融機関と当座勘定取引契約を締結します。これには「自身が振り出した手形・小切手を、自身に代わり支払ってほしい」という支払委託をするとともに、手形・小切手用紙を交付してもらう目的があります。

手形法や小切手法では、手形や小切手について「手形要件」「小切手要件」が記載されてさえいれれば、「使用できるのは金融機関から交付を受けた用紙に限る」とは定めてはいません。しかし、全国銀行協会は、不渡手形（後述）の発生の防止・手形取引の正常化のため、「金融機関を支払場所とする手形・小切手」は、全国銀行協会が制定した統一の規格・様式の手形・小切手用紙（統一手形用紙）によるものとし、これを「金融機関が自行庫の当座取引先に交付する」としています。これにより、金融機関に当座取引がない者は「金融機関を支払場所とする手形」「金融機関を支払

POINT
支払呈示の流れ・
支払場所・
取立（裏書）

手形・小切手用紙の交付を受けるとする小切手」を振り出せないことになっています。当座勘定取引規定においても、「当行を支払人とする小切手または本店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください」「前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません」と定め、統一手形用紙以外の手形・小切手の支払いをしないこととしています。

た当座取引先は、商品購入代金・サービスの対価等を支払うために手形や小切手を振り出します。振り出された手形・小切手は、さまざまな経緯を経て、最後には再び手形・小切手用紙を交付した金融機関（支払金融機関）に戻ってきます（為替手形を除く）。振り出された手形・小切手を所持人が現金に換えるには、手形・小切手用紙を交付した金融機関に「支払ってください」と呈示しなければなりません。これを**支払呈示**といいます。支払呈示には、**交換呈示・店頭呈示**があります。

直ちに取立できるものとできないもので取扱いを分類

交換呈示は、手形・小切手の所持人が自身と取引している金融機関に**取立**を依頼し、その金融機関から「**手形交換所**」（後述）を経由して**支払呈示**されることをいいます。

店頭呈示は、手形・小切手の所持人や取立依頼を受けた金融機関が、**手形交換所を経由せずに、支**

払金融機関へ直接**手形・小切手**を支払呈示することをいいます。なお手形の場合、店頭での支払いは手形法上の制約はないものの、手形の所持人が正当な所持人かどうかや、呈示者が最終の裏書人か否かの確認が難しいことから、原則として店頭での現金支払いを謝絶しています。

取立の依頼を受けた金融機関は、手形・小切手を「直ちに取立できるもの／できないもの」に分類し、前者は所持人の口座に入金、後者は「代金取立手形」として取り扱います。

直ちに取立できるものは、「当所払いの手形のうち、呈示期間内に支払呈示できる手形」および「当所払いの小切手」です。当所払いとは、「同じ手形交換所に加盟している金融機関」が支払場所である場合の取扱いです。手形・小切手の表面右上に記載されている「統一手形交換所番号」により確認することができます。

預金規定では「この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、

配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるものを受け入れま」と定めています。そして、代金取立規定では「預金口座へ直ちに受け入れできないものは代金取立として取り扱います」と定めています。

そして、取立依頼を受けた金融機関は、手形・小切手の支払金融機関が「同じ手形交換所に加盟している金融機関である場合」には、手形交換所を経由して、支払金融機関へ支払呈示します。

手形・小切手の支払金融機関が「同じ手形交換所に加盟している金融機関でない場合」には、代金取立手形として、支払金融機関へ送付します。このとき、代金取立手形として支払金融機関へ手形・小切手を送付する金融機関のことを「委託金融機関」といいます。

POINT
手形交換所と
手形交換、
持出／持帰金融機関

手形交換は、一定の場所に集合